

質問内容	回答
<p>指針p.99, 表-5.2.3 評価Ⅱに基づく判定表（塩害・中性化が原因の場合）について、表中の部材への影響：小・大（5年耐久性）と、小・大（20年耐久性）の判定結果が、期間が短い方が厳しく、より安全側の判定になっています。なぜこのような判定となるのか教えてください。</p>	<p>この表は表-4.3.1により既に評価が完了している部材（構造物）を対象として、オーナーによる期待延命期間に対して補修の要否を判定する表です。「5年耐久性」や「20年耐久性」における「5年」および「20年」は、表-4.3.1の注釈に記載されているとおり、耐久性評価結果を保証できる期間の目安として設定したものです。したがって、評価結果が同じ場合（たとえば「大」）で比較すると、保証できる期間が短い方が、状況がより深刻であることから、安全側の判定になっております。</p>
<p>p.114の「解説図-6.2.4 ひび割れの補修工法の選定例」の中の「ひび割れ部の挙動」の大小とは何を想定しているものなのでしょうか。</p>	<p>「ひび割れ部の挙動」の大小は、指針の【解説】にも示しているように、基本的には、温度変化によるひび割れの開閉や乾燥あるいは収縮に伴うひび割れの開閉による「ひび割れ幅の変動」が大きいのか、あるいは小さいのかを想定したものです。</p>
<p>p.113の【解説】にひび割れの挙動についての記載があり、「温度変化による開閉や乾燥の進行に伴うひび割れの拡大など」とありますが、他にはどのようなものがありますか。</p>	<p>例えば、本指針の「第3章 ひび割れの原因推定」の記載内容をご参考にしてください。</p>
<p>p.114の「解説図-6.2.4 ひび割れの補修工法の選定例」で、ひび割れ部の挙動の大小について示されていますが、挙動の大小を調査するための具体的な方法を教えてください。</p>	<p>例えば、本指針の「2.3 詳細調査」の箇所の、「①ひび割れの進展(pp.29-30)」などを参考にしてください。</p>
<p>p.113に示されているひび割れ部の挙動の大きさに対応した補修材料の選定に関する記載について、どのような指標に基づいてひび割れ部の挙動の大小を判断するのか教えてください。なお、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針2003 p.86 解説表-5.1 ひび割れに応ずる補修工法の分類」に、「ひび割れ幅の変動は100%以上の場合を大、100%に満たない場合を小」との記載がありますが、2022年版ではこの条件は示されていません。</p>	<p>解説図-6.2.4に記載されているひび割れ部の挙動の大きさに対応した補修材料は、これまでの適用実績に基づき目安を示したものです。ひび割れの開閉に対する補修材料の追従性は、ひび割れ幅の変動率のほか、温度やひび割れ幅の開閉量にも依存します。このため、2022年版ではひび割れ部の挙動の大小の区別のための定量的な指標は示していません。</p>
<p>p.114の「解説図-6.2.4ひび割れの補修工法の選定例」に適用可能なひび割れ幅が記載されていますが、6.3補修工法の解説に記載されているひび割れ幅の範囲は一致していません。ひび割れ補修工法の選定の考え方を教えてください。</p>	<p>この図は、あくまでも選定例を示したものであり、ひび割れ幅とひび割れ補修工法との関係はひとつの目安と考えてください。補修の実施に当たっては、たとえばこの図を参考にして、施工性や経済性等を加味して適切な工法を選定することになります。なお、注入工法が適用できる最大ひび割れ幅は、注入材料の粘性や施工時の温度、ひび割れの形態などによって異なりますので、注意が必要です</p>
<p>p.114の解説図-6.2.4「ひび割れの補修工法の選定表」では0.2～1.0mmがひび割れ注入工法になっております。しかしながら、p.124の解説表-6.3.1「建設省総合技術開発プロジェクト注入材と充填材の品質規格」では0.2～5.0mmまで注入となっております。なぜ違うのか、教えてください。</p>	<p>解説図-6.2.4はあくまでも目安（例）を示しているものであり、全ての規/基準や指針・マニュアルの類で数値が一致するものではありません。なお、実際の構造物への本指針の適用にあたっては、指針の第1章総則 1.1適用範囲の解説にも示しておりますとおり、本指針はあくまでも、ひび割れの調査、原因推定、評価、判定、補修・補強までの実用的な標準を示したものであり、あらゆる条件（構造物の種類や重要度）に対応可能な記述とはなっていません。このため、本指針のみで対処できないときは、コンクリート診断士等の高度な知識と経験を有する専門技術者の判断が必要となります。</p>
<p>補修工法の充てん工法について、フローチャートに「バックアップ材挿入」とあります。これについて土木構造物（無筋擁壁等）で必要になる場合はどのような場合でしょうか。</p>	<p>バックアップ材は、ひび割れ（目地）底部に充填剤を直接接着させずにひび割れ（目地）の動き（開閉）に追従させる役割を持たせるためのものであり、充填する部分のひび割れ（目地）深さを調節する役目もあります。土木用途では、たとえば、水路の目地補修をはじめ、さまざまなものがあります。なお、6.1総則に示されているとおり、補修・補強の実施にあたっては適切な工法を計画し施工するための豊富な知識と高度な技術力が必要不可欠です。このため、補修・補強は専門技術者の責任の下で実施する必要があります。</p>
<p>2022年版のマニュアル-マンション編-とはどのようなものなのでしょうか。</p>	<p>「マニュアル-マンション編-」はマンション管理組合等の方々にご利用いただきやすいように別冊の付録となっております。2022年版本編は2013年版に見直しを加えた改訂版です。</p>